

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 4 号
件 名	健康増進施設の設置を求めることについて
要 旨	<p>新潟勤労者総合福祉センター条例の一部を改正して、同センターに置く施設として健康増進施設を加えていただきたいと思ひます。</p> <p>現在、福祉センター内に設置運営されている新潟テルサ健康クラブ施設を発展的に解消して、健康増進施設に名称を変えて設置していただきたいというものであります。</p> <p>新潟テルサ健康クラブは、市民の健康増進を目的に平成6年7月から多くの会員に利用されて、現在は、指定管理者である（公財）新潟市開発公社の自主事業として営業されております。</p> <p>平成17年12月22日に制定された新潟勤労者総合福祉センター条例の第1条設置条項に健康の増進がうたわれておりますが、当時新潟テルサ健康クラブは民間経営であったことから、この条例に規定する施設には加えられなかった経緯があります。</p> <p>平成21年3月31日をもってこの民間経営者が撤退したことから、以後上記のとおり（公財）新潟市開発公社の自主事業として営業されており、本来であれば、引き継いだ時点でこのセンター条例の一部改正して、新潟テルサ健康クラブをセンターに置く施設に加えるべきであったと思われまひます。</p> <p>こうした経過の中にあつて、現在では高齢者を中心として年間10万人の利用があるところ、平成25年9月の定例市議会に、新潟勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案が利用者の意向を無視して突然上程されました。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成26年2月19日 文教経済常任委員会
受 理	平成26年1月15日 第510号

この条例案は、現在福祉センター内に設置運営されている新潟テルサ健康クラブ施設を平成25年度末（平成26年3月31日）をもって廃止し、多目的ルームを設けようとするものであります。

これに対し、私たちは存続を求める会を直ちに立ち上げ、存続を求める署名活動を行って陳情を行ったところ、健康増進施設の存続の必要性が広く理解、認識され、平成25年12月2日に至り、同条例案が取り下げられたところであります。

今後は、会員制クラブ形式を解除して広く市民に開放し、より多くの市民がこの施設を利用することにより、スマイル新潟ヘルスプランの目標達成を行い、運動の実践が健康づくりに効果的であることを認識し、国保医療費の削減に努められるようにすべきものと考えます。

そのために、同センター条例を一部改正して、健康増進施設を同センターに置く施設に加えていただき、末永く利用できるようにしていただきたいと思っております。

記

- 1 新潟勤労者総合福祉センター条例を一部改正して、健康増進施設を同福祉センターに置く施設に加えること。